

平成26年3月25日  
規程第 2 号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会定款第3条及び第4条に基づき、埼玉伝統工芸会館建物および敷地内において商品販売(消費税含む)等事務手数料に関して徴収する内容について定めるとともに、その収益を公益目的の使用範囲内とした自主財源の確保に資することを目的とする。

(販売の種類)

第2条 販売の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物産館受託販売
- (2) 自主販売
- (3) 出店による受諾販売

(物産館受託販売及び事務手数料)

第3条 物産館受託販売は、物産館における受託販売業務とし、取扱い商品及び事務手数料は次のとおりとする。

- (1) 埼玉県指定の伝統的手工芸品及び協会関係産地組合取扱い商品  
販売額の30%
- (2) 埼玉県小川和紙工業協同組合等町内関係の取扱い商品  
販売額の20%
- (4) その他協会定款の目的に定める商品  
販売額の30%

(道の駅受託販売及び事務手数料)

第4条 道の駅受託販売は、指定管理者協定における受託販売業務とし、取扱い商品及び手数料は次のとおりとする。

- (1) 農産物 10%
- (2) 惣菜等賞味期限3日以内のもの 15%
- (3) 埼玉県認定の彩の国優良ブランド品及びこれに準ずる食品関係 25%
- (4) 小川町内関係の取り扱い商品 20%
- (5) その他協会定款の目的に定める商品 30%

2 契約の証として販売業務契約を締結する。

(自主販売及び事務手数料)

第5条 自主販売は、協会関係組合及び工芸作家等の商品及び作品を埼玉伝統工芸会館において販売するものとする。

- (1) 会館が主催する特別展・ギャラリー展・企画実演・教室・貸部屋その他これに準ずる催事の商品及びチケット類  
販売額の30%、ただし、販売員を配置する場合は15%
- (2) 小川町、その他の官公庁及び非営利団体等の商品

販売額の15%以内

(出店等による受諾販売及び事務手数料)

第6条 出店等による受諾販売は、埼玉伝統工芸会館において申請又は契約締結に基づいた販売とする。

2 この規程の施行にあたっては、埼玉伝統工芸会館設置及び管理条例(平成2年小川町条例第14号)を適用する。

3 出店の種類は、次のとおりとする。

(1) 各種催事による販売

ア、既存の販売実績のある業者及び公益と認められる業者

イ、販売額の15%

ウ、テント貸出料は、1坪あたり日額750円

(2) 自動販売機による販売

ア、2年ごとに設置業者を選定し、協会の最も有益と認められる業者

イ、販売額の15%を下回らない範囲

ウ、敷地占有使用料は、1㎡あたり1日20円

エ、使用電力等の料金はその実費額

(3) テナントによる販売

販売額の15%

(申請及び決定)

第7条 協会は、第2条に定める販売の申請があったときは、内容、目的等を審査し決定する。

2 協会は、前項の認否を出店者に通知しなければならない。

(販売等事務手数料及び徴収)

第8条 販売事務手数料は、原則として1か月を単位として翌月の10日までに販売報告書に現金を添えて納金しなければならない。

2 テント貸出料、敷地占有使用料及び使用電力等の料金の徴収は別に定める。

(販売義務)

第9条 販売にあたっては、食品衛生法等関係法令を遵守すること。

(減額及び免除)

第10条 代表理事は、次の各号の一に該当するときは、手数料を減額又は免除することができる。

(1) 小川町、官公庁及びこれに準ずる非営利団体等

(2) その他代表理事が減額又は免除を適当と認めるとき

(委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、施行の日以前受理する申請から適用し、同日までに受理したものについては、なお従前の例による。

3 この規程の施行前にした行為に対する適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。